

第3章 地球温暖化対策

地球温暖化問題が深刻化する中、このまま対策を講じない場合、滋賀県では人口の増加や自動車への依存、社会経済活動の活発化などにより、温室効果ガス排出量の増加が予測されています。

地球温暖化防止に向けて、家庭や産業、交通などあらゆる場面での省エネ行動の推進と、これらの取り組みを支えながら経済の持続的な発展を両立させる省エネ製品等の普及などが求められています。

地球温暖化対策の推進

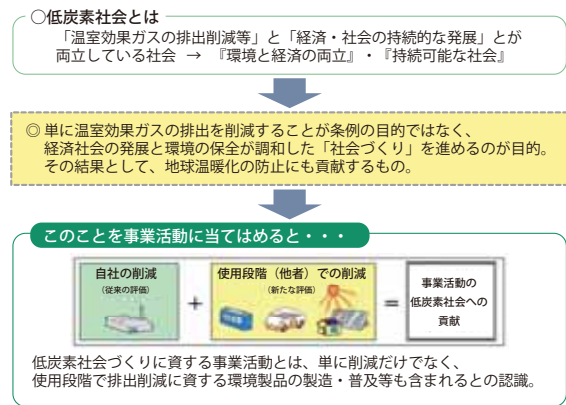
● 低炭素社会づくり推進条例に基づく事業者行動計画書制度 〈温暖化対策課〉

低炭素社会づくりを進めていくためには、県だけではなく、県民や事業者など、あらゆる主体が積極的に取り組みに参画することが必要となります。

特に、事業者については、自社の排出削減のみならず、環境製品の生産により使用段階での温室効果ガスの排出削減に貢献するなど、その事業活動が低炭素社会づくりに大きな役割を担っています。

こうしたことから、低炭素社会づくり推進条例では、事業者の低炭素社会づくりに向けた自主的な取り組みを進めるとともに、その取り組みを県が公表することで事業者を社会的に応援し、低炭素社会づくりに向けた気運を醸成していくため、「事業者行動計画書制度」を定め、平成24年度から運用しています。

◆ 条例の目的と事業者行動計画書制度の関係



◆ 事業者行動計画書制度の概要

対象事業者の要件

- 前年度の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所を県内に有する事業者
- 前年度または前年のエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量がCO₂換算で3,000t以上の事業所を有する従業員21人以上の事業者

対象外	対象	対象
本社 エネルギー使用量 1,000kL	工場 メタン排出量 3,500k CO ₂	研究所 エネルギー使用量 1,600kL
A社(従業員21人以上)		

提出書類、記載事項、提出時期、公表内容	事業者行動計画書 (計画期間ごとに提出)	事業者行動報告書 (毎年度提出)
提出書類	事業者行動計画書	事業者行動報告書
記載事項	① 基本的な方針、推進体制、計画期間、過去の取組 ② 前年度の温室効果ガス排出量 ③ 低炭素社会づくりのための取組および目標 自社の排出削減の取組、事業活動を通じた他者の排出削減の取組、その他の取組	① 報告年度の温室効果ガス排出量 ② 低炭素社会づくりのための取組の実施状況 自社の排出削減の取組、事業活動を通じた他者の排出削減の取組、その他の取組
提出時期	計画期間初年度の7月末日まで (平成24年度は9月末日まで)	計画期間中、各年度の翌年度の7月末日まで
公表内容	上記①および③の内容	上記②の内容

● 低炭素地域づくりの推進 〈温暖化対策課〉

低炭素社会づくりが推進されるためには、地域における自発的な取り組みが広がることにより、その気運が高まり、県民総ぐるみの運動となることが重要です。

そのため、県民、事業者等が実施する地域の低炭素社会づくりのための計画について、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、「低炭素地域づくり活動計画」として知事による認定・公表を行うとともに、計画の認定を受けた民間団体に対してその活動経費の一部を助成するなどにより、支援しています。

● みるエコおうち 〈温暖化対策課〉

家庭での温暖化対策を推進するため、平成20年(2008年)11月にWEBサイト「みるエコおうち」を開設しました。

各家庭で日常生活における省エネ・省資源行動や、光熱使用量などを記録することにより、CO₂排出の削減量を「見える化」するもので、家庭部門でのCO₂排出削減の継続を図ります。

WEB <http://www.biwaco2.jp/>

● 地球温暖化防止活動推進センター 〈温暖化対策課〉

温室効果ガスの排出削減のためには、1人ひとりがその重要性を意識して生活様式を見直していくことが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成12年(2000年)10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました(平成24年(2012年)2月再指定)。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や相談・助言、地球温暖化防止活動推進員の活動支援などを行っています。

住所：大津市松本一丁目2-1(公財) 淡海環境保全財団内
電話：077-524-7168

WEB <http://www.ohmi.or.jp/ondanka/index.html>

● 地球温暖化防止活動推進員 〈温暖化対策課〉

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方を推進員として委嘱しています。平成24年(2012年)7月末現在、81名の推進員の皆さんに学校や団体での講座の開催、イベントなどでの普及活動に取り組んでいただいています。

● 低炭素社会づくり学習支援事業 〈温暖化対策課〉

地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性を身近な問題として捉えてもらうため、地球温暖化防止活動推進員を中心に県内の小学校や中学校において「低炭素社会づくり授業」を実施します。あわせて地域や団体における環境学習を推進するため「低炭素社会づくり講座」を実施しています。

● 節電・省エネ診断フェア・セミナー 〈温暖化対策課〉

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、省エネ診断員が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな削減対策を提案します。この省エネ診断におけるアドバイスをもとにした各家庭での節電・省エネ取り組みの普及・実践に向け、県内各地でフェアやセミナーを開催しています。



節電・省エネ診断フェア実施状況

● 環境に配慮したクルマ利用モデル事業 〈交通政策課〉

マイカー通勤を削減し、エネルギー効率に優れ、環境にも優しい大量輸送機関としての鉄道・バスの活性化を図るため、企業や住民と協働し、モビリティマネジメントを活用した「エコ交通」の可能性について検討します。

● モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（行動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用するなど）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと

● 電気自動車の普及促進 〈温暖化対策課〉

滋賀県におけるCO₂排出量の25%を占める運輸部門の対策として、走行時にCO₂を排出しない電気自動車の普及を促進するため、電気自動車を「知ってもらう」「見てもらう」「体感してもらう」ための施策を展開していきます。

本年度は、ダイハツ工業株式会社から電気自動車の提供を受け実証実験を実施しています。



電気自動車納車式（ダイハツ工業株）



急速充電器（ピバシティ彦根）

◆ 県内の充電設備の整備状況 （平成24年（2012年）4月時点）



● エコドライブ推進事業 〈温暖化対策課〉

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車・運輸関係団体と連携し、エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運転）実践のための普及・啓発に努めています。

● 省エネ・節電対応機器等モデル導入事業 〈温暖化対策課〉

低炭素社会の実現に向けた省エネルギー・創エネルギー分野などでの技術開発や製品普及、温室効果ガスの排出を抑制する低炭素商品の家庭や事業所等への普及拡大を図ることを目的に、提案事業者等による省エネ・節電対応器具等の県施設へのモデル導入を実施しています。

トピックス

県の再生可能エネルギーの振興

〈地域エネルギー振興室〉

県では、国におけるエネルギー政策の動向や、本県の再生可能エネルギーのポテンシャルなどを踏まえ、

- ①化石燃料への依存の低減、低炭素社会づくりの推進
- ②エネルギー関連産業の振興、雇用創出による地域経済の活性化

③災害時における代替エネルギーの確保

を目指して、地域において取り組みが可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進するため、本年度、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定します。

平成23年度は県内の再生可能エネルギーの現状と課題についてのとりまとめを行いました。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/f/eneshin/index.html>

● 太陽光発電の普及促進

〈温暖化対策課〉

県では、太陽光発電の余剰電力に対する助成として「太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業」を、設置などに対する補助として「滋賀県住宅用太陽光発電導入支援対策事業」および「滋賀県個人住宅用太陽光導入・省エネグリーン化推進補助金」の各事業を実施しました。

「太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業」では、平成17年度から平成22年度まで太陽光発電設備から発生する電力のうち、家庭で消費せず余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取り組みを行いました。この事業により、太陽光発電の設置促進とともに、家庭での節電による省エネルギー行動の促進を図ることができました。国においても平成21年(2009年)11月から余剰電力買取制度が始まっており、さらに平成24年(2012年)7月からは再生可能エネルギー特別措置法に基づく新たな固定価格買取制度が始まりました。

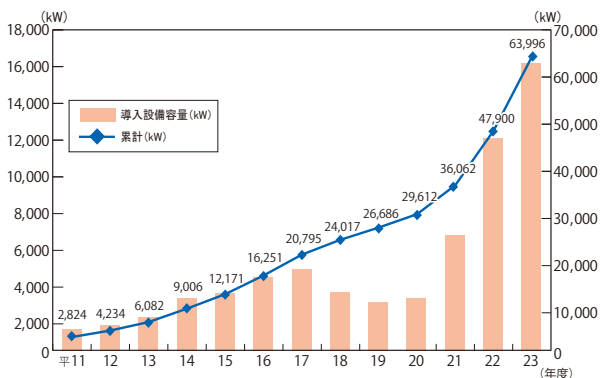
また、平成21年度から太陽光発電の設置等に対する補助を行っており、平成21年度は「滋賀県住宅用太陽光発電導入支援対策事業」として住宅用太陽光発電の設置単体に対する補助を実施しました。

平成22・23年度は「滋賀県個人住宅用太陽光発電導入・省エネグリーン化推進補助金」として、省エネ断熱工事とあわせて実施した住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行い、総出力7,346kWの太陽光発電が導入されました。太陽光発電の更なる普及とあわせて、CO₂の排出が少ない住宅の普及が期待されます。

平成24年度は「滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金」として個人用既築住宅に太陽光発電システムを設置し、あわせて一定額以上の省エネ製品を購入された方を対象にした補助を実施しています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/h23taiyou/h23shouenegreen.html>

◆ 住宅用太陽光発電システム導入状況



出典：

○平成11年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ

○平成21年度以降：住宅用太陽光発電補助金 (J-PEC) 交付件数

● 低炭素社会に対応する企業活動への支援

〈温暖化対策課・地域エネルギー振興室〉

省エネ製品や太陽光発電などの創エネ製品などの生産・普及は、低炭素社会づくりを進める上で重要です。

県では、製品等を通じた低炭素社会づくりへの貢献量を評価する手法の検討を進め、生産に伴うCO₂排出量だけではない事業活動の評価を確立し、低炭素社会づくりに貢献する事業者を応援していきます。

また、製品やサービスの提供による貢献と並び事業者に求められる、自らの温室効果ガス排出削減に関して、県では平成22年度から23年度にかけて、中小企業者等による温室効果ガス排出量の削減につながる設備改修への補助を実施しました。平成24年度は中小企業者等の計画的な省エネ行動を支援するため、省エネ設備への改修や省エネ診断を受けるための専門家の派遣に対して支援を行います。

さらに、オフィスにおける温室効果ガス排出削減対策を推進するため、関西広域連合と連携して夏季の適正冷房および軽装勤務、節電や節水、グリーン購入などの省エネルギーの推進に取り組む「関西エコオフィス宣言事業所」の拡大、取り組みの定着に努めています。

● 滋賀エコ・エコノミープロジェクト

〈温暖化対策課〉

地球温暖化問題への取り組みを一刻も早く進め、環境成長経済の実現に向けた「新しい発展モデル」を構築し全国に発信しようと、滋賀の経済界と県が共同で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んでいます。

具体的には、低炭素経済を実現するために、県内で排出する温室効果ガスを削減するための仕組みである「しが炭素基金」の実践による「しが低炭素リーダー賞」の展開と、環境分野などの産業集積を図り、県全体をいわば「緑のシリコンバレー」に匹敵する経済・生活圏となることを目指す「グリーンレイク」構想の2つを柱とした取り組みを進めています。



しが低炭素リーダー賞表彰式

● 農業・水産業からの温暖化対策 （農政課）

本県農業の現場において、水稻の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、低炭素社会の実現に向け、農業・水産業分野においても取り組みが求められています。

そのため、平成23年(2011年)3月に策定した「農業・水産業温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化に適応できる生産技術や品種の開発・普及および低炭素社会の実現に貢献する取り組みを進めています。

農業・水産業温暖化対策総合戦略の概要

■ 琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の推進【緩和策】

1 琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の普及（生産者視点）

- ① 水稻栽培における中干しの適期実施
（水田から発生するメタンの削減）
- ② 耕畜連携による堆肥利用促進
（土壌への炭素貯留の増加）
- ③ 飼料用米、稲WC S（稲発酵粗飼料）の生産拡大
（輸送エネルギーの削減）
- ④ 野菜等地場農水産物の生産拡大と設備・機械の省エネ化の推進（輸送エネルギーの削減）
- ⑤ 施肥量の低減（一酸化二窒素の削減）
- ⑥ 炭素貯留効果の高い土壌管理方法、温室効果ガスを抑える営農方法の開発



水稻の飼料利用

2 琵琶湖を守り、農村環境を守る集落ぐるみの取り組みの推進（農村視点）

- ① 集落営農などによる水田を活用した温暖化緩和策の取り組みの推進
- ② 農村地域の良好な水循環の確立
- ③ 自然エネルギーへの転換とエネルギーの有効活用
- ④ 持続可能な農村を目指した取り組みの推進
- ⑤ 排出量取引の活用

3 消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつく取り組みの推進（県民視点）

- ① 地産地消の推進
- ② 農産物での省CO₂効果の表示（見える化）



マメ科の1年草「ヘアリーベッチ」を緑肥として、本田で肥料を使わずに栽培した「はなふじ®」米コシヒカリ(JAレーク大津のカーボンフットプリント表示)

■ 温暖化に適応した農業・水産業の実現に向けて【影響評価・適応策】

1 近江米の温暖化対応

- 適応技術の開発普及、温暖化に対応した品種の育成普及

2 園芸作物などの温暖化対応

- 被害状況の的確な把握、影響の予測、対策技術開発、新規品目の導入検討

3 水産資源の温暖化対応

- 水産資源の状況モニタリングと温暖化の影響の評価
- 温暖化に適応した水産資源保全技術の開発



温暖化対応品種（水稻）の育成



温暖化影響調査（イサザの多層曳き調査）

平成24年度関連事業

- 1 農業・水産業温暖化対策推進事業（農政課）
（推進会議、研修会の開催）
- 2 飼料自給率向上対策事業（畜産課）
- 3 農村地域再生可能エネルギー活用推進事業（耕地課）
- 4 胴割れといもち病に強い本県独自品種育成技術の開発（農業技術振興センター）
- 5 茶園における温暖化対策技術の開発（農業技術振興センター）
- 6 水温上昇が琵琶湖の水生物に及ぼす影響の解明（水産試験場）